

関与方針の区分（原案）

区分名	区分の説明
関与廃止 検討	経営改善が困難である、基幹事業を廃止・移譲する、設立目的を達成した、県として出資等を維持する意義が薄れた、などを理由として、出資等相当額の返還等による、県の関与の廃止を視野に今後検討していく区分
関与縮小	財政援助や職員派遣などの支援や出資等の額や割合などの、県の関与の度合いの適正化を図るため、県の関与を（段階的に）縮小していく区分（関与廃止に向けた経過措置の場合、県の関与の度合いの適正化後に関与維持とするための経過措置の場合、の両方が含まれる）
関与縮小 検討	経営改善が困難である、基幹事業を廃止・移譲する、設立目的を達成した、県として出資等を維持する意義が薄れた、県の関与の度合いが過大である、などを理由として、県の関与の縮小を視野に今後検討していく区分
関与維持 （県と連携した 経営改善）	現状の県の関与は維持するものの、経営状況等に関して解決すべき課題があるため、その課題を明確にして県と団体が連携して改善を図っていく区分（課題解決後や課題解決が困難な場合は、そのときの状況を踏まえて必要に応じて区分を見直す）
関与維持 （自立的な 経営改善）	現状の県の関与を維持して経営状況等の把握は続けるものの、今回は県として課題を課さず、原則として団体が自立的に課題設定・解決を図っていくことを求めている区分
関与拡大 検討	当該行政分野における将来を見据えた県との役割分担を改めて問い直し、業務量と収支の均衡がとれた中長期的な人員体制を見極めつつ、財政援助や職員派遣などの県の関与の拡大を視野に今後検討していく区分
関与拡大	県の施策又は団体の抱える課題の解決策として、財政的・人的な支援などの県の関与を拡大していく区分



改革方針の区分（H28策定）

区分名	区分の説明
民営化	県の関与がない組織形態に転換するもの
縮小	事業を一部廃止・縮小し、これに伴い組織・人員を縮小するもの
関与縮小	県の人的又は財政的な関与を廃止・縮小するもの
経営改善	組織・人員の見直しや業務執行の効率化など、経営改善を推進するもの
団体のあり方 検討を伴う 経営改善	県の施策推進に果たす役割や必要性など、今後のあり方等を検討する団体
県と連携した 経営改善	県との連携の下に経営改善を行う団体
委員会等による 経営改善	外部委員会等により経営指導が行われる団体
自立的な 経営改善	株式会社、法律に基づき設置された国の認可法人や特別法人 及び過去3年間連続で次の全てに該当する団体 ①累積黒字 ③県財政支出額が5千万円未満 ②経常黒字 ④県OB・派遣職員数が0～4人

※区分の色は、視覚的に対照し易くするために、便宜的につけたものである。